

生産物分類の名称の考え方について

1. 名称

「サービス分野の生産物分類」及び「財分野の生産物分類」から成る生産物分類全体を指す名称については、「生産物分類」とすることとしたい。また、国外向けの情報提供に備えての英語名称については、日本標準産業分類の英語名称 Japan Standard Industrial Classification (JSIC) に準じて以下のとおりとしたい。

「生産物分類」

英語名称 : Japan Product Classification

なお、特に今年度末に政策統括官決定するものを指す場合には、今後の改定版と区別する必要に備え、「生産物分類（2024年設定）」と表現することとしたい。

2. 名称の考え方

これまで「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）や「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）などにおいて、「生産物分類」と表記されてきており、関係者間で既に広く使用されている呼称であることや、この他に類するものはないことから、「生産物分類」の呼称が妥当と考える。

また、本分類は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）施行以後、同法の規定に基づき総務大臣が定めた「日本標準産業分類」及び「日本標準職業分類」とは根拠、位置づけが異なるものとなることから、その違いを端的に表現するため、現時点においては「日本標準」を付さないこととしたい。

(参考 1) 国際分類の名称

和 訳	名 称
北米生産物分類システム	NAPCS : North American Product Classification System
欧州共同体生産物分類	CPA : Statistical Classification of Products by Activity in the European Community
国連中央生産物分類	CPC : Central Product Classification

(参考2) 日本標準商品分類について

統計法（平成19年）施行以前に定められた「日本標準商品分類」（総務庁統計局統計基準部、直近改定は平成2年。）は名称に「日本標準」と付されているが、統計法に規定される統計基準ではない。

なお、日本標準商品分類は、現時点においても、数は少ないものの利用実態があることを踏まえ、今後も総務省ホームページへの掲載を継続する予定であるが、生産物分類との並存による利用者の混乱を避けるため、第31回生産物分類策定研究会（令和3年2月2日開催）で示したとおり、日本標準商品分類の掲載ページ（総務省ホームページ）に生産物分類の説明を掲載し、生産物分類へのリンクを張るなどして、生産物分類の存在を周知することに努めることとする。